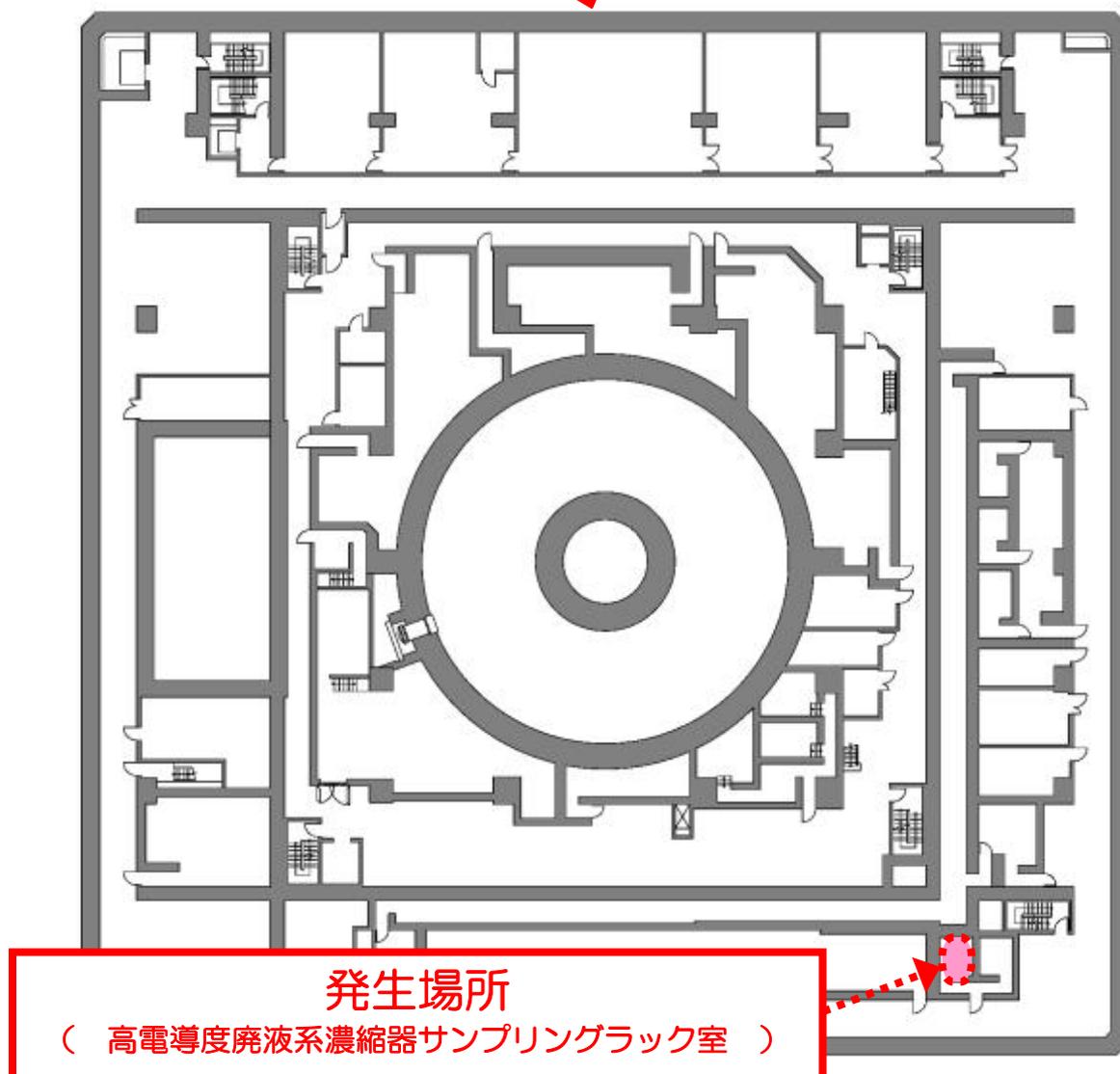
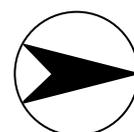
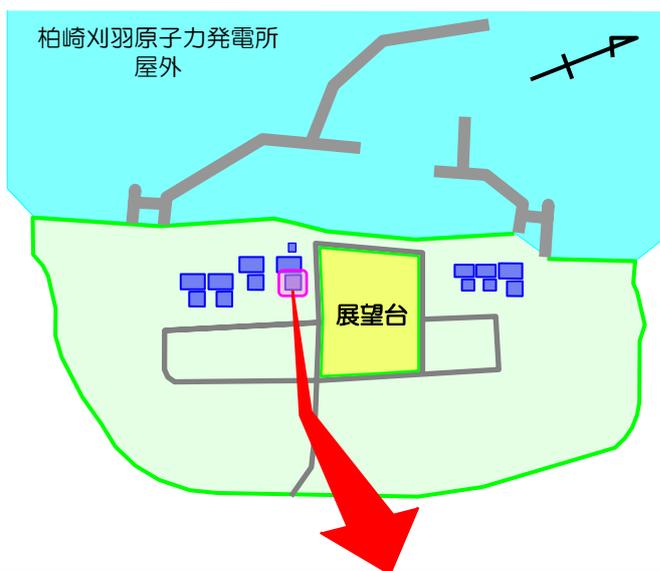


区分：Ⅲ

号機	4号機													
件名	原子炉建屋付属棟（管理区域）における放射性物質による汚染について													
不適合の概要	<p>（事象の発生状況） 平成 24 年 2 月 19 日午後 7 時 5 分頃、定期検査中の当所 4 号機の原子炉建屋付属棟（管理区域）高電導度廃液系濃縮器サンプリングラック室*¹において、巡視点検を実施していた協力企業作業員が、排水口から空気が逆流し排水口付近によごれが付着していることを確認しました。 このため、当該室内の放射能測定を実施したところ、当該排水口付近で、社内で定める B 区域の基準値*²（4 ベクレル/cm²）を超える汚染（最大約 11 ベクレル/cm²）を確認しました。</p> <p>（安全性、外部への影響） 当該室外への汚染の広がりが無いことを確認しており、本事象による外部への放射能の影響はありません。今回確認した汚染（最大約 11 ベクレル/cm²）は、主要なラドン温泉 1 滴程度（約 1 cc）が床面 1 cm²に付着した場合と同じレベルのものです。 なお、巡視点検や放射能測定を行った協力企業作業員に、身体への放射性物質の付着や体内への取り込みおよび計画外の被ばくはありませんでした。</p> <p>* 1 高電導度廃液系濃縮器サンプリングラック室 管理区域で発生した、床排水等の廃液を収集後、再利用するために、処理（蒸留、脱塩）し濃縮器に残った水を採取する装置が設置されている部屋。</p> <p>* 2 基準値 法令上の基準値は、表面の汚染が 4 ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところを管理区域に設定することとなっているが、当社では、これよりも十分低いレベルから管理区域として設定・管理している。 今回、放射性物質による汚染を確認した同サンプリングラック室内は、当社社内の汚染区分として B 区域としていたが、4 ベクレル/cm²を超える汚染を確認したものの、なお、社内基準値は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="331 1305 1444 1570"> <thead> <tr> <th>法令の区分</th> <th>社内の汚染区分</th> <th>表面汚染レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところ)</td> <td>A 区域</td> <td>汚染のおそれのない区域</td> </tr> <tr> <td>B 区域</td> <td>汚染を 4 ベクレル/cm²未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)</td> </tr> <tr> <td>C 区域</td> <td>汚染を 40 ベクレル/cm²未満としているエリア</td> </tr> <tr> <td>D 区域</td> <td>汚染が 40 ベクレル/cm²以上のエリア</td> </tr> </tbody> </table>		法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル	管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm ² を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A 区域	汚染のおそれのない区域	B 区域	汚染を 4 ベクレル/cm ² 未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)	C 区域	汚染を 40 ベクレル/cm ² 未満としているエリア	D 区域	汚染が 40 ベクレル/cm ² 以上のエリア
法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル												
管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm ² を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A 区域	汚染のおそれのない区域												
	B 区域	汚染を 4 ベクレル/cm ² 未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)												
	C 区域	汚染を 40 ベクレル/cm ² 未満としているエリア												
	D 区域	汚染が 40 ベクレル/cm ² 以上のエリア												
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>												
対応状況	<p>同サンプリングラック室内の社内の汚染区分を一時的に C 区域に設定するとともに、速やかに排水口付近で確認された放射性物質の拭き取り清掃を実施しました。 空気が逆流していた排水口は、水を張ることで空気の逆流を防止する構造となっておりますが、汚染が発生した原因は、排水口内の水が蒸発し配管内にあったよごれが空気とともに逆流したものと推定しました。 このため、排水口内に水張りを実施し、空気の逆流がなくなったことを確認しております。また、これまで月に 1 回の頻度で排水口内の水張り状況を点検していましたが、週に 1 回の頻度で点検を実施してまいります。</p>													

4号機 原子炉建屋付属棟（管理区域）における放射性物質による汚染について



柏崎刈羽原子力発電所4号機 原子炉建屋付属棟 地下3階